

# 任意団体 山崎農業研究所規則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この団体は、任意団体 山崎農業研究所と称する。

### (事務所)

第2条 山崎農業研究所の事務所を東京都内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 活動の基本理念をいのちと暮らしに視点を置いた「在野精神」におき、農業・農村に関する研究・調査、活動支援、政策提言および関連情報の受発信を推進することにより、望ましい食料、農業、農村、環境のあり方を提起しながら、創造的で個性あふれる豊かな地域社会の形成に貢献することを目的とする。

### (活動)

第4条 第3条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 定期的な研究会の開催および特定テーマのプロジェクト研究
- (2) 研究所報「耕」およびメールマガジン「電子耕」の定期発行
- (3) 成果の普及、政策提言のための図書の出版および頒布
- (4) 現場での優れた実践や調査研究の個人あるいは団体に対する表彰
- (5) 自治体、民間団体等からの委託調査研究の受託
- (6) 上記目的に関わる情報・資料の収集と問い合わせ等への発信サービス
- (7) その他目的に関わる活動

## 第3章 会員

### (種別)

第5条 会員は次の2種とする。

- (1) 正会員・学生会員 目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 目的に賛同し、事業への賛助に同意した個人および団体

### (会員の入・退会)

第6条 入会は、所定の申込書の提出および会費の納付をもって行う。

- (1) 会費納入後、幹事会の承認を得て会員として登録する。
- (2) 会員の有効期間は7月1日～翌年6月30日までの1年間とし、会員が

らの申し出がない限り会員の資格は、自動継続するものとする。

第7条 退会は、次の各号に該当するに至ったとき発生する。

- (1) 会員より申し出があり幹事会で承認された時。なお未納会費の納入を要する。
- (2) 継続して2年以上会費を滞納し幹事会で承認された時、除名退会とする。

#### (会費)

第8条 会費は年会費とし、原則単年度ごとに発行する請求書をもって納入する。

- (1) 正会員 年会費1口5,000円(複数口可)、学生会員3,000円とする。
- (2) 賛助会員 年会費1口30,000円(複数口可)とする。

2、その他、必要な経費については、寄付等による基金制度を設けることができる。

3、既納の会費、寄付金品は、返還しない。

## 第4章 体制・役員

### (体制・役員)

第9条 この研究所に研究所長、事務局長、幹事、監事および顧問を置く。

- (1) 役員は、顧問を除き選考委員会で推薦、幹事会の議を経て総会で承認する。
- (2) 幹事会は、幹事15名以内で構成し、研究所長を議長とし、研究所全体の運営に当たる。所長が認めた重要課題は、顧問を加えた拡大幹事会を開き検討することができる。
- (3) 事務局は、事務局長の下に総括、総務、研究会、機関誌、出版、表彰等活動目的ごとに委員会を置く。その担当事項委員会と責任者は幹事会が選任する。
- (4) 監事(1名)は、業務および会計の執行状況を監査し総会に報告する。
- (5) 顧問(若干名)は、研究所の活動に長年携わり功績のあった会員のなかから所長が委嘱し、研究所の運営および研究活動の助言、指導を行う。

### (任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。欠員が生じた場合は、幹事会の議により対処する。

## 第5章 総会

### (種別)

第11条 総会は、通常総会、臨時総会の2種とする。

### (構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

### (機能)

第13条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規則の変更
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) 役員を選任および解任
- (5) その他運営に関する重要事項

### (召集)

第14条 通常総会は、毎事業年度の当初に1回開催する。

2、臨時総会は、次の各号の1つに該当する場合に開催する。

- (1) 幹事会が必要と認め召集の請求をした時
- (2) 正会員の5分の1以上の請求があった時

第15条 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的および審議事項を総会の2週間前までに会員に通知しなければならない。

### (議長)

第16条 議長は、総会に出席した正会員の中から選任する。

### (議決)

第17条 議決は、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

### (議事録)

第18条 総会の議決は、所定の議事録に掲載し、議長によって指名された議事録署名人2名の署名、捺印をしなければならない。

付則 この規則は2004年7月4日から施行する。

平成16年7月8日1部改正